



許可番号第05870001314号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス

代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 吉田 雄人



許 可 の 年 月 日 平成25年 3月 3日

許 可 の 有 効 期 限 平成30年 3月 2日

COPY

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分
中間処理（中和、無害化、洗浄）
- (2) 処分内容別取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
別紙のとおり。

2. 事業の用に供するすべての施設
別紙のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 保管を行う場所に関する事項
別紙のとおり。
- (2) 作業場所内で、中間処理施設が稼動する範囲を変更する場合は、事前に報告すること。
- (3) 廃棄物の搬出入等については、周辺的生活環境に支障が生じないように実施すること。
- (4) 廃棄物の処分に当たっては、事業計画書に記載のとおり実施すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 3月 3日 更新許可
 平成25年 8月12日 事業の範囲の変更許可
 平成27年 4月16日 役員及び株主の変更
 平成28年 5月18日 業（熔融）の一部廃止

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・

処分内容別取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

○中和に係るもの

- ・ 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- ・ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

○無害化に係るもの

- ・ 特定有害産業廃棄物 (金属等の詳細は別紙別表のとおり。)
 鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ

○洗浄に係るもの

- ・ 特定有害産業廃棄物 (金属等の詳細は別紙別表のとおり。)
 ばいじん、燃え殻

事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：中和施設
 設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号
 設置年月日：平成8年12月15日
 処理能力：2.24 m³/8h
- (2) 施設の種類：無害化施設
 設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号
 設置年月日：平成8年12月15日
 処理能力：2.16 m³/8h
- (3) 施設の種類：洗浄施設 (洗浄作業は施設内に限る)
 設置場所：横須賀市内川二丁目5番50号
 設置年月日：平成16年4月30日
 処理能力：9 t/8h

許可の条件

保管を行う場所に関する事項

廃棄物の保管を行う場所の所在地等は、次に限る。

- ①所在地：横須賀市内川二丁目5番50号
 面積：2.5 m²
 保管する特別：中和に係る廃酸、廃アルカリ及び無害化に係る鉱さい、ばいじん、
 管理産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ
 物の種類
 面積：2.5 m²
 保管上限：1.51 m³
 積上げ高さ： -
- ②所在地：横須賀市内川二丁目5番50号
 面積：49 m²
 保管する特別：無害化に係るばいじん、燃え殻
 管理産業廃棄物
 物の種類

保管上限：147m³
積上げ高さ：3m

③所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：7.7m²

保管する特別：洗浄に係るばいじん、燃え殻

管理産業廃棄

物の種類

保管上限：9m³（洗浄水受けタンク6m³、洗浄水運搬用タンク3m³）

積上げ高さ：-



無害化に係るもの

別表 (特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類)

特定有害産業廃棄物名		鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
金属等の名称								
1	水銀又はその化合物	○	○	■	■	○	○	○
2	カドミウム又はその化合物	○	○	○	■	○	○	○
3	鉛又はその化合物	○	○	○	■	○	○	○
4	有機燐化合物	■	■	■	■	—	—	—
5	六価クロム化合物	○	○	○	■	○	○	○
6	砒素又はその化合物	○	○	○	■	○	○	○
7	シアン化合物	■	■	■	■	—	—	—
8	PCB	■	■	■	■	—	—	—
9	トリクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
10	テトラクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
11	ジクロロメタン	■	■	■	—	—	—	—
12	四塩化炭素	■	■	■	—	—	—	—
13	1, 2-ジクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
14	1, 1-ジクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
18	1, 3-ジクロロプロペン	■	■	■	—	—	—	—
19	チウラム	■	■	■	■	—	—	—
20	シマジン	■	■	■	■	—	—	—
21	チオベンカルブ	■	■	■	■	—	—	—
22	ベンゼン	■	■	■	—	—	—	—
23	セレン又はその化合物	○	○	○	■	○	○	○
24	1, 4-ジオキサン	■	—	■	—	—	—	—
25	ダイオキシン類	■	—	—	■	—	—	—

※ 取扱うことのできるものは「○」で表示してあります

洗浄に係るもの

別表 (特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類)

特定有害産業廃棄物名		鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
金属等の名称								
1	水銀又はその化合物	—	○	■	■	—	—	—
2	カドミウム又はその化合物	—	○	○	■	—	—	—
3	鉛又はその化合物	—	○	○	■	—	—	—
4	有機燐化合物	■	■	■	■	—	—	—
5	六価クロム化合物	—	○	○	■	—	—	—
6	砒素又はその化合物	—	○	○	■	—	—	—
7	シアン化合物	■	■	■	■	—	—	—
8	PCB	■	■	■	■	—	—	—
9	トリクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
10	テトラクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
11	ジクロロメタン	■	■	■	—	—	—	—
12	四塩化炭素	■	■	■	—	—	—	—
13	1. 2-ジクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
14	1. 1-ジクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
15	シス-1. 2-ジクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
16	1. 1. 1-トリクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
17	1. 1. 2-トリクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
18	1. 3-ジクロロプロペン	■	■	■	—	—	—	—
19	チウラム	■	■	■	■	—	—	—
20	シマジン	■	■	■	■	—	—	—
21	チオベンカルブ	■	■	■	■	—	—	—
22	ベンゼン	■	■	■	—	—	—	—
23	セレン又はその化合物	—	○	○	■	—	—	—
24	1. 4-ジオキサン	■	—	■	—	—	—	—
25	ダイオキシン類	■	○	○	■	—	—	—

※ 取扱うことのできるものは「○」で表示してあります